

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社 大野組	名寄市西4条南9-14

2 指名停止期間

役務の提供D、土木一式、建築一式、とび、ほ装

平成27年10月2日～平成28年1月2日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、平成27年9月1日、旭川開発建設部発注の「名寄農業開発事務所 車庫借上（単価契約）」の入札において、当該事業者が落札者となったが、入札した価格に誤りがあったことから、平成27年9月3日、契約辞退届が提出され、当該契約が不成立になったことから、北海道開発局により指名停止措置となった。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知
【最終改正】 平成27年4月16日 27林政政第638号

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）